

有料職業紹介事業手数料・返戻金制度について

求職者様から紹介手数料を申し受けることはありません。

就職が決定した場合のみ、下記の厚生労働大臣宛に届け出た範囲内で、個別に契約書等にて定めた紹介手数料を求人者様より申し受けます。

求人者様から頂いた紹介手数料に於いて、返戻金制度はありません。

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額 及び 負担者
求人・就職の申込を受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	職業紹介が成功した場合において、当該 成功報酬 求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金 の30% 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には消費税が含まれています。